
LPガス業界関連の労働安全衛生法対応

～安全データシート(SDS)とリスクアセスメントの実務を中心に～

2026年2月4日

日本LPガス団体協議会
保安委員会

当セミナーに関する協力団体

主催：日本LPガス団体協議会

協賛： 特別民間法人 高圧ガス保安協会
一般社団法人 日本コミュニティーガス協会
一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会
日本液化石油ガス協議会
東北液化石油ガス保安協議会
関東液化石油ガス協議会
中部液化石油ガス保安協議会
一般社団法人 近畿液化ガス保安協議会
中国液化石油ガス保安連絡協議会
九州液化石油ガス保安連絡協議会
日本LPガス協会
一般社団法人 全国LPガス協会

本日のアジェンダ

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1)はじめに～労働安全衛生法とは | P4～P5 |
| 2)労働安全衛生法改正の概要 | P6～P13 |
| 3)リスクアセスメント | P14～P21 |
| 4)化学物質管理者 | P22～P24 |
| 5)SDSの交付対象と交付方法 | P25～P27 |
| 6)罰則規定～まとめ | P28～P29 |
| 7)SDSの標準様式 | P30～P41 |
| 8)ラベル | P42～P44 |
| 9)SDS/ラベルの疑問点と作成支援ツール | P45～P46 |
| 10)日団協HPからの資料等のダウンロード | P47～P48 |

はじめに

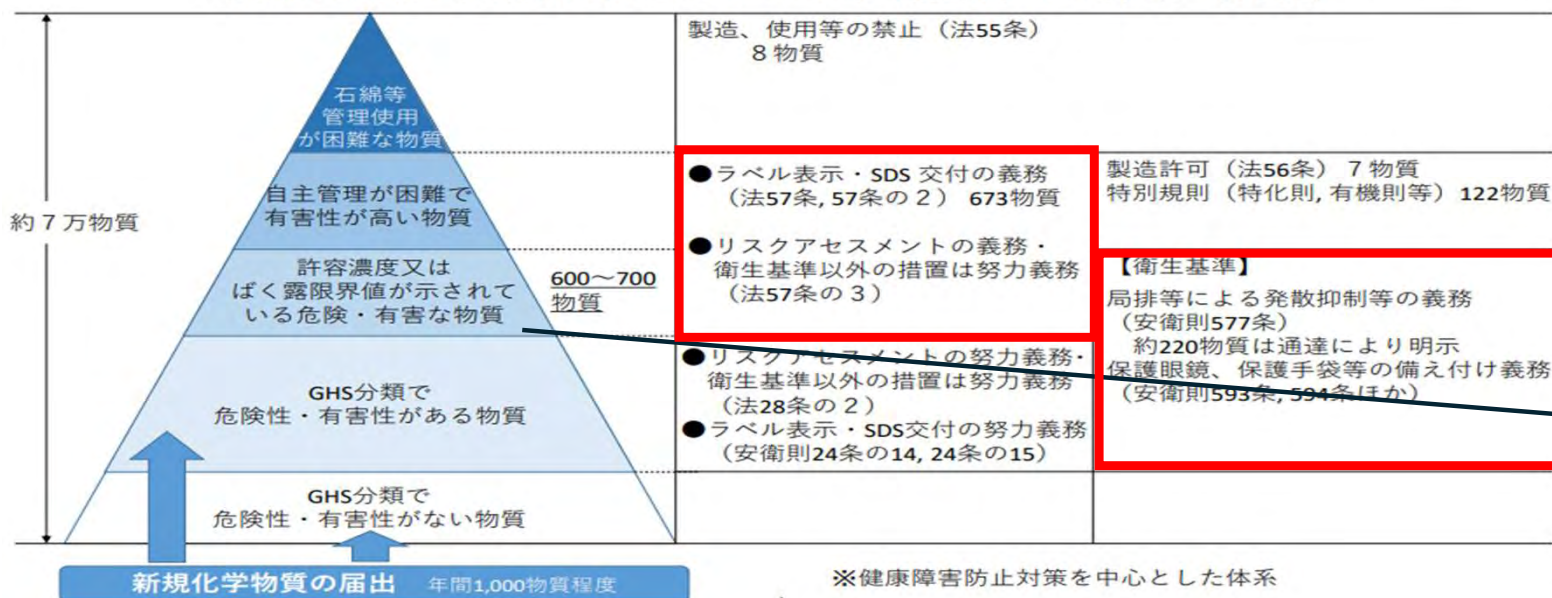
近年、労働安全衛生法関連の改正が多く、一例として昇降設備を持つ2トン以上の貨物自動車进行操作・使用する労働者に特別教育等が、また熱中症対策が企業に義務付けられました。

プロパンが本年4月よりあらたに危険・有害性物質に指定

同法に基づく化学物質対応としては、**2026年4月1日**「ラベル表示」・「SDS交付等」が義務付けられる物質の一つにプロパンが加わります。

日団協では従来より対応指針の作成・提示を行っていますが、直近では各LPガス事業者の「化学物質管理者」の選任やSDS改定（「供給事業者名」に販売事業者名の記載が必須）交付等、内容の理解と確実な対応が求められています。よって、質問の多い「リスクアセスメント」の解説も含めた今回のWEBセミナーを企画・開催しました。

労働安全衛生関係法令における化学物質管理の体系（現行）



LPガス中の
エチレン
プロピレン
ブタン
ブチレン
ペンタン が該当
→2026年エタン、
プロパンが追加と
なる

労働安全衛生法とは

- 1947年、労働条件の最低基準を定め、人間らしい生活を保障する目的で「労働基準法」が施行された。その第5章「安全及び衛生」が安衛法の原型となっている。
- 1950～60年代(高度経済成長期)は鉱業、建設業を中心に毎年6千人を超える労働災害死亡者が発生し、深刻な状況となった(現在は千人未満)。
- 労働基準法だけでは複雑化した産業構造に対応できず、労働災害防止を目的として、1972年、「労働安全衛生法」が施行された。
- その後、鉱業、建設業などの死傷者は減少したが、国際的にも化学薬品などに起因する労働災害が新たな課題として生じてきた。
- よって、SDSの作成・交付、リスクアセスメントなど、各種対策が取られはじめた。

労働安全衛生法の目的

労働災害減少

労働者の安全と健康の確保
快適な作業環境の形成促進



労働安全衛生に関する概論

・なぜやるのか？

化学物質管理は長きにわたり(約50年)、「**法令順守型**」で行われてきた。しかしながら、

- ①化学物質による労働災害が跡を絶たずその多くが未規制物質であること
- ②化学物質数が増大し、その用途も多様化しており、特定の化学物質を限定して管理することが困難
- ③地球規模の化学品管理の潮流から国際基準を受け入れる必要がある

→以上のことから、化学物質の管理は法令順守から「**自律的な管理**」に舵が切られることとなった。

「自律的な管理」とは労働者との化学物質の危険性・有害性に関する情報共有に基づき、事業者自らが選択する方法に従って化学物質管理を推進するための施策である

- ・ 高圧ガス保安法並びに液化石油ガス法同様、経営者の意識改革が求められ、法令による規制から自主管理が求められることとなった。
- ・ 経営者はLPガスに関する保安意識の啓蒙だけでなく、自らを含め職場の従業員の安全意識の啓蒙に努めなければならない。

- ・ 労働安全意識、リスクアセスメントの実行を！！
- ・ 自らリスクを評価し、リスク回避策を策定する 自主的に考えること
- ・ 規制→自主管理

GHSとは？

GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicalsの略
化学品の取扱い、管理のために各国において有害性や危険性に応じて表示、注意書き、管理方法が定められているが、分類基準が異なり、同一に化学品に対して異なる分類・表示が多数あった。世界的に統一されたルールに従って物理化学的危険性、ヒトや環境に対する有害性を分類し、その情報を統一された様式でラベル表示することやSDSで提供することにより危険有害性をわかりやすく正確に伝え、災害防止、ヒトの健康や環境保護を進めることができる。

SDSとは？

SDS(安全データシート)とは、化学物質の危険性・有害性や安全な取り扱い方法をまとめた文書で、化学物質を他の事業者へ提供・譲渡する際に必ず交付しなければならないものです。

- ・Safety Data Sheet(安全データシート)の略

- ・化学物質やそれを含む製品の

- ☆危険性・有害性

- ☆応急処置方法

- ☆保管・取扱い方法

- ☆廃棄方法

等々をまとめた文書のことを言います。

ばく露とは？

有害物質や病原体に接触することを「ばく露」といいます。本セミナーでよく使用されますが、ここでは「化学物質(プロパン)を浴びてしまう」と理解してください。

GHSに関連するJIS

SDSに関連する規格です。すべてのJISは5年ごとに定期見直しすることになっています。

JIS Z 7252

2019年に、2015年に発行された国連GHS文書改訂6版に対応したJIS Z 7252:2019が発行された。これは分類の手順を明確にするため、すべての危険有害性クラスに、国連GHS文書改訂6版と同様な判定論理の図が掲載されている。

JIS Z 7253

日本のGHSに基づく情報伝達方法をより明確化し、化学品の危険有害性の情報伝達に関わる国内法令の共通プラットフォームとすることを目的に規格を統合した上で作業場内に表示すべき内容を追加するとともに、ラベル、SDS、作業場内の表示による情報伝達の方法を追加し制定された。2019年には混合物の分類における「濃度限界」とSDSを作成する「濃度」が異なることに関して誤解のないよう濃度表が追加された。また、小さな容器へのラベル表示例が記載されている。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日(ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日(ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日)

SDSの交付等における危険有害性情報関係(法改正)

背景

- 自律的管理を基軸とする新たな化学物質規制が全面的に施行され、化学物質管理の対象となる物質が増加する中で、化学物質のリスクアセスメント等の的確な実施が重要となっている。
- リスクアセスメントを的確に実施するためには、危険有害性情報を確実に入手することが必要。

法改正内容(概要) *公布後5年以内に施行

- SDSの交付等による危険または有害性等の情報の**通知の義務（安衛法第57条の2第1項）に罰則規定が設けられた。**
- 通知事項に変更を行う必要があるとき、**変更後の通知事項を速やかに通知する努力義務規定（安衛法第57条の2第2項）が義務規定となった。**

今後措置する事項(建議の記載事項(法改正事項除く))

令和7年1月の「今後の労働安全衛生対策について（報告）」（以下「建議」という）において、**SDSの交付等における必須通知事項として次の項目を追加すべき旨提言**されており、今後、省令改正等が見込まれる。

【建議抜粋】

(1) 化学物質の譲渡・提供における危険性・有害性情報の通知制度の改善等

①化学物質の危険性・有害性情報の通知制度の履行確保

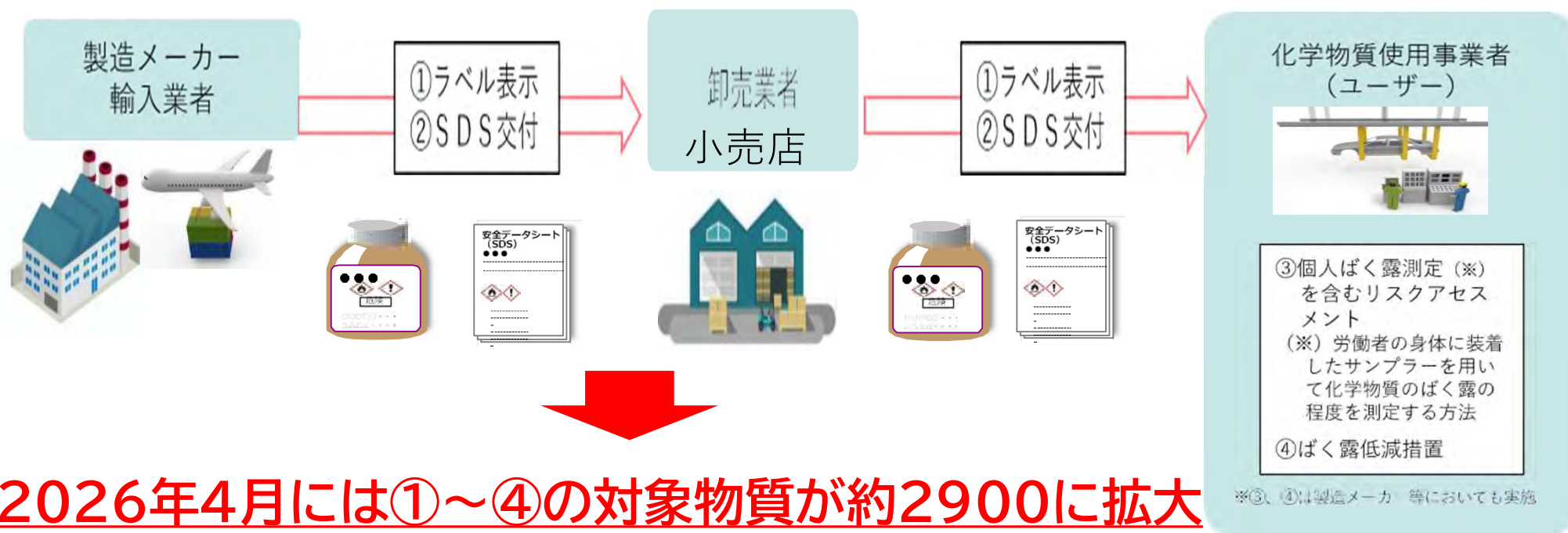
②法令で定める必須通知事項について、よりの確なリスクアセスメントの実施を確保する観点から

- ・CAS登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号
- ・呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類（防毒用の場合は、加えて成分に応じて使用すべき吸収缶の種類）
- ・含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適当な材料
- ・含有される成分ごとに適用される法令等

を追加することが適当である

危険有害性情報の通知義務

- 労働安全衛生法に基づき、
 - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
 - ① 名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
 - ② 譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
 - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



危険有害性情報の通知義務

改正内容

- 化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
 - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
 - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

リスクアセスメントとは？

リスクアセスメントの定義

- ① 化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、
- ② それによる関係労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、
- ③ リスクの低減対策を検討すること

⇒ 化学物質による労働災害を未然に防止することが目的



後追い型

自社・同業他社等で過去に起きた
災害から学ぶ安全衛生管理

先取り型

潜在的な危険性又は有害性を未然
に除去・低減させる



譲渡提供事業所と取扱事業所の適用

『取扱事業所』

危険・有害物質の暴露・吸引リスクがある事業所

- 輸入基地(製油所を除く)
- 二次基地
- 容器充填所
- オートガススタンド
- 工業用・農業用消費者
- 業務用消費者(個人除く)
- 容器配送事業者(バルブ操作を行う)
- バルクローリ運送事業者
- タンクローリ運送事業者
- 容器再検査事業者
- バルク貯槽くず化事業者
- プラント工事／検査会社

リスクアセスメント
化学物質管理者

必要

『譲渡提供事業所』

従業員が危険・有害物質に触れることがない事業所

- LPガス販売事業所(伝票等の取引のみを行う)

化学物質管理者

必要

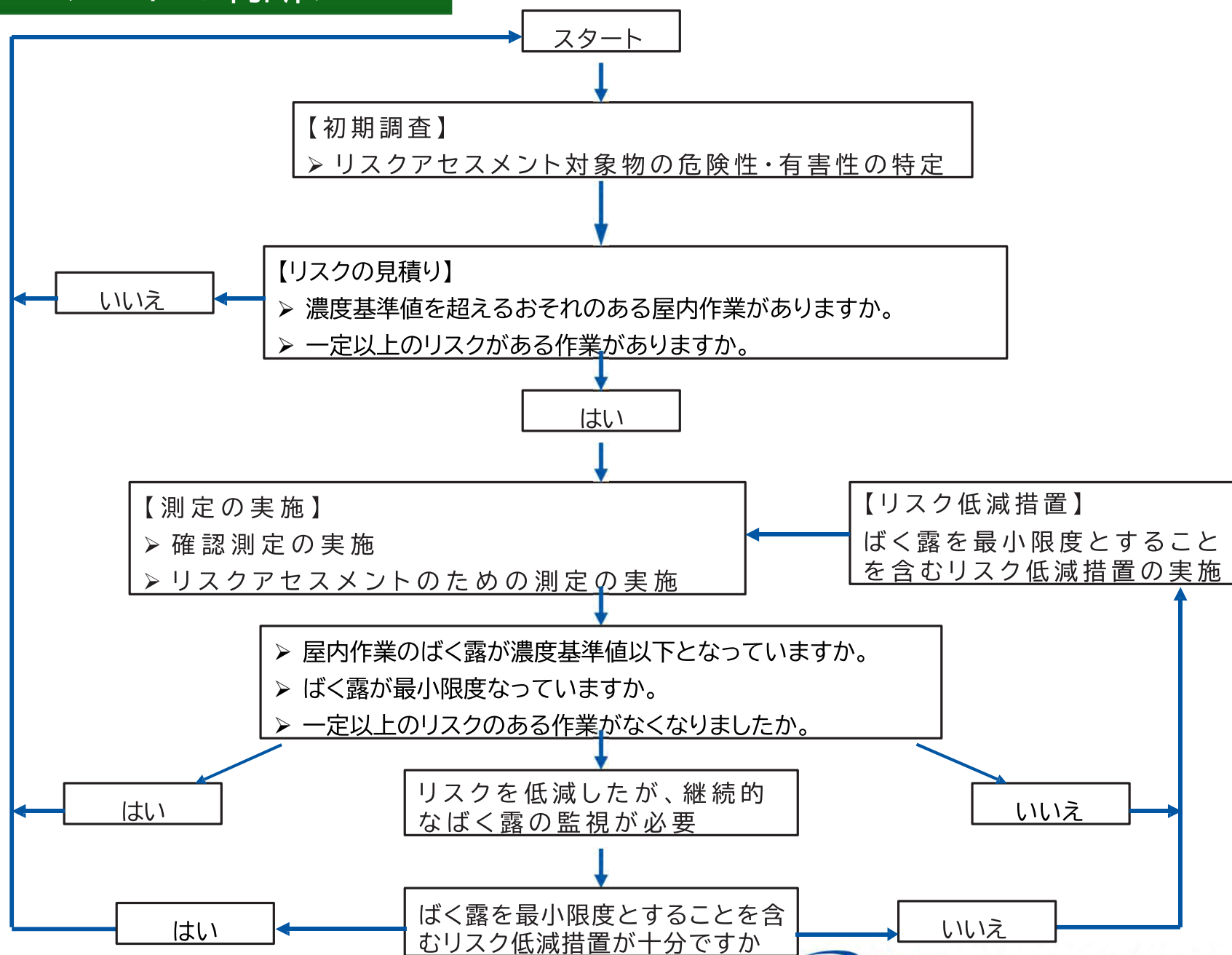
リスクアセスメント
不要

- 個人の業務用消費者
- バルブ操作を行わない容器配送事業者

リスクアセスメント
化学物質管理者

不要

リスクアセスメントの判断フロー



リスクアセスメントの実施手順

①
危険性または有害性の特定

②
特定された危険性または有害性によるリスク見積り

③
リスクの見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討

④
リスク低減措置の実施

⑤
実施結果の関係者への周知・記録保存

事故の発生確率	4					
	3					
	2					
	1					X ↓ ○
	0					
		0	I	II	III	IV
		事故の重篤度				

- 危険性の特定については、例えば、場所等を指定し、そのリスクを検討する。
- リスクは、その発生頻度と発生時の重篤度で評価し、低減措置を図ることで、その発生頻度または、重篤度の低減を図る。

*発生確率及び重篤度の判断基準はP19を参照

実施事例(特定された危険性/有害性の見積り)

➤ 次は実際の現場におけるリスクの見積りを行う。

具体的には、充填作業所ごとで、作業者がプロパンにさらされる程度(ばく露濃度など)を測定する。

※プロパンには通常の労働衛生上の「職業ばく露限界」は設定されていません。理由はプロパンは毒性が低く、主な危険性が「窒息(酸素欠乏)」と「可燃・爆発性」であるためです。

しかしながら、「急性ばく露時の指標」は国際的に公表されています。

NIHS(国立医薬品食品衛生研究所)が公表しているAEGLによると8時間 5,500ppm
(10～60分間など短時間の場合は5,500ppm～10,000ppm)

*AEGL-1は「気道刺激・中枢神経抑制が起こる手前の濃度」を示すレベル

➤ 測定方法は、以下のような気体採取器と検知管を使用することが容易。

気体採取器



検知管



※参考 価格はセットで3万円弱程度(写真はガステック製)

実施事例(特定された危険性/有害性の見積り)

- 測定結果データ(実測値)を基に、**リスクマトリクス法**を実施する。
- 例えば、測定の結果0ppm(変色なし)であったとする。
- このような場合は、事故の発生確率は0、重篤度も0と考えられる。
- 実際に、複数の充てん作業所で、プロパンのばく露測定を実施した結果は、漏えいによるばく露はほとんどなく、数値は検出されなかった。

【注意】有害性に関するリスクアセスメントは、実際に測定をして実施してみることが必要であるが、実施が困難な場合に限っては、他事業所での測定値を基にリスク見積りを行い、記録を残しておくこと。

【事故の発生確率】

- 0：考えられない
- 1：まず起こり得ない
(10年に1回程度の発生が考えられる)
- 2：起こりそうにない
(数年に1回程度の発生が考えられる)
- 3：時々発生する
(1年に1回程度の発生が考えられる)
- 4：しばしば発生する
(1月に1回程度の発生が考えられる)

【事故の重篤度】

- | (人身事故) | (火災・爆発) |
|-----------------|---------------------------------|
| 0：無傷又は救急箱で対応 | 0：損害なし |
| I：軽微(医者による治療) | I：軽微
(～100千円程度の損害) |
| II：中程度(通院治療) | II：中程度
(100～1,000千円程度の損害) |
| III：重大(重傷、入院治療) | III：重大
(1,000～10,000千円程度の損害) |
| IV：致命的(死亡) | IV：致命的
(10,000千円以上の損害) |

実施事例(特定された危険性/有害性の見積り)

- リスク見積りの結果、作業員の健康に悪影響がないと判断される程度のリスクであれば、リスク低減措置は不要。
- 仮にリスク見積りの結果、作業員のばく露・吸引による有害性等が以下の通り検出されたとして、リスク低減の検討・実施方法については次のとおり。

	予防措置	軽減措置
措置1	風通しの良い場所で作業する	SDS記載内容の十分な理解
措置2	防爆ファンなどを利用した強制換気	保護具(皮手袋、保護めがねなど)の着用
措置3	風上での作業	救急箱、資機材の整備

①予防措置(事故の発生確率を低減させる措置)と②軽減措置(発生した事故の重篤度を低減させる措置)の両面を実施。

実施事例(リスク低減の実施)

1)有害性のリスク低減措置

検討したリスク低減措置を行った結果、その効果を判定するために再び検知管を用いて作業環境中の有害物質濃度を実測する。効果が不十分であれば、更なる対策検討をして対策を講じ、効果が認められるまで改善を行う。

2)危険性のリスク低減措置

リスク低減措置を実施した際の事故の発生確率、重篤性を推測し、ふたたびマトリクス上でそれぞれが交差する部分に「○」を記入する。低減措置を行った後のリスクが低減されていれば合格。必要に応じて更なるリスク低減措置を検討する。

実施事例(関係者へ周知・記録保存)

事業所の責任者(社長/店長/所長)は、次のとおりリスクアセスメントの実施結果を関係者に周知する。

1)周知事項

- 対象物の名称(プロパンガス等)
- 対象業務の内容(容器のバルブ操作作業等)
- リスクアセスメントの結果
(①特定した危険性・有害性、②見積もったリスク、③リスク低減措置等)

2)周知方法

- 作業場への常時掲示や備え付け
- 書面を関係者に交付
- 社内会議、教育の場での周知

3)フォローアップと記録

- 周知、教育を行った場合、その内容を記録して紙や電子媒体で保存
- 責任者は、リスク低減措置が作業に反映されているか、定期的に確認する。

化学物質管理者の義務化

- リスクアセスメントが必要な『取扱事業所』『譲渡提供事業所』では、事業所ごとに化学物質管理者の選任が必須となります。
※一般消費者等の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は対象外
- 選任に伴う届出等は不要ですが、選任者の氏名を関係労働者へ周知しなければなりません。

例)周知方法

次の者を
化学物質管理者に選任する
製造課 ○○ ○○

事業所の見えやすい
箇所に掲示する



選任者に腕章をつける
特別な帽子を着用する



社員番号 XXXX
製造課
○○ ○○

- ・ 保安係員
- ・ 化学物質管理者



事業場内部のイントラ
ネットワーク環境を通
じて周知する

化学物質管理者の義務化

- 化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業所	専門的講習(右下図)の修了が必須
リスクアセスメント対象物質の製造事業所以外の事業場	必須要件なし

LPガス事業者（『取扱事業所』『譲渡提供事業所』）

安衛法上の「製造」と高圧法上の「製造」は解釈が異なります。

高圧法製造事業者である「容器充填所等」は『取扱事業所』であるため、化学物質管理者の専門的講習は必須ではありません。

※もちろん講習受講者や同等の能力を有する者を選任することが望ましいです

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

化学物質管理者の職務

◎ 化学物質管理者の職務（管理すべき事項）

『取扱事業所』『譲渡提供事業所』共通

1. ラベル表示及び安全データシート(SDS)通知

『取扱事業所』のみ

1. リスクアセスメントの実施
2. リスクアセスメントの結果に基づく暴露防止措置の内容及び実施
3. リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応
4. リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに関係労働者への周知

【作業詳細】

1. ラベル・SDS(安全データシート)の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応



SDSの交付対象者とは

①高圧ガス保安法適用LPガス製造、販売(同業者含む)または消費事業者

└ 充填所、卸事業者、工業用ユーザーなど



②高圧ガス保安法第3条(適用除外)に該当するLPガス消費事業者

└ 船(船舶安全法&港則法)、ヘリコプター(航空法)など

③液化石油ガス法適用LPガス販売事業者

└ LPガス販売店(小売店)



④液化石油ガス法適用LPガス業務用消費者(個人の業務用消費を除く)

└ 液石法と安衛法では業務用の解釈が異なる(従業員の有無)



解釈は異なるが液石法の業務用ユーザーには交付しておくことが無難

SDSの交付対象者とは



⑤LPガスを燃料とする自動車を使用する運送会社

└ タクシー会社、LPで走行する貨物自動車所有の運送業者など

⑥ガス事業法適用事業者

└ コミュニティーガス認可事業者

⑦労働安全衛生法第31条の2に適用されるLPガス製造または取扱う設備の改造その他作業を実施・請負う事業者

└ 身近なところでいうとプラント検査機関など

充填所(製造設備)の改造、修理などを行うプラント工事事業者

(軽微変更を含む高圧ガス設備分解作業を実施する事業者には交付)

SDSの交付方法について

①文書による手交(手渡しによる交付)

②郵送・FAX他、ポスティングなど⇒この場合、交付された内容を理解されない場合もあるので注意

③ホームページに掲載

SDS等による通知方法が柔軟化されています(2022年5月31日公布施行)

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができる。

(改正前)

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法
(磁気ディスクの交付、
FAX送信など)



(改正後)

事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知が可能

- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・FAX送信、電子メール送信
- ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

ホームページを運用されている事業者はトップページのわかりやすいところにバナーで掲載することをお勧めします。SDS変更等の都度、メールでのご案内や書面(チラシ等)でのご案内にQRコード等によりアクセスできるようにしておくことと便利です(ログが取れるようにしておくこともお勧めです)

罰則規定

労働安全衛生法第57条の2第1項

(表示等)

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物～中略～労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器～中略～に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

労働安全衛生法第119条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

四 第五十七条の二第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

(公布の日(2025年5月14日)から起算して5年を超えない範囲内で政令で定める日)

まとめ

SDSは国内では平成23年度まで一般的に「MSDS」(化学物質安全データシート)と呼ばれていましたが、国際整合の観点からGHSで定義されている「SDS」に統一されました。LPG業界では従来より元売り⇒卸(製造)⇒販売店へ交付はされてきましたが、化学物質という認識が希薄であったこともあり、各社の対応はまちまちであったことは否めません。本年4月よりプロパンが危険有害性物質に指定されることにより、適切に交付対象者へSDSの交付、あるいはラベルによる提示をお願いします。

- ①化学物質管理者の選任(全事業者が対象)
- ②取扱事業所ではリスクアセスメントの実施⇒記録・従業員への周知まで
- ③交付対象者へSDSの交付/工業用ユーザーの場合はラベルの容器への貼付
(HP掲載の場合は、その旨を通知する)



日団協SDS標準様式とは？

- 標準様式は、事業者の皆様が自社でSDSを作成する際のひな型となるよう、現在一般に流通しているLPガスの性状を前提として作成したSDSです。
- 標準様式は主成分に応じて、プロパン用、ボタン用、ミックスガス用の3種類あります。
- 標準様式はそのままでは使えません。一部入力、修正の上使用してください。

S労-001-2025(様式プロパン・オートガス) S 労-001-2025	S労-001-2025(様式ボタン・オートガス) S 労-001-2025	S労-001-2025(様式ミックスガス・オートガス) S 労-001-2025
安全データシート	安全データシート	安全データシート
プロパン・オートガス	ボタン・オートガス	ミックスガス・オートガス
作成日 年 月 日	作成日 年 月 日	作成日 年 月 日
改訂日 年 月 日	改訂日 年 月 日	改訂日 年 月 日
整理番号:	整理番号:	整理番号:
1. 化学品及び会社情報	1. 化学品及び会社情報	1. 化学品及び会社情報
化学品の名称	化学品の名称	化学品の名称
製品コード	製品コード	製品コード
供給事業者名	供給事業者名	供給事業者名
住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号
FAX番号	FAX番号	FAX番号
緊急時電話番号	緊急時電話番号	緊急時電話番号
担当部署名	担当部署名	担当部署名
メールアドレス	メールアドレス	メールアドレス
推奨用途	推奨用途	推奨用途
使用上の制限	使用上の制限	使用上の制限
国内製造事業者名	国内製造事業者名	国内製造事業者名
住所	住所	住所
電話番号	電話番号	電話番号
FAX番号	FAX番号	FAX番号
緊急時電話番号	緊急時電話番号	緊急時電話番号
担当部署名	担当部署名	担当部署名
メールアドレス	メールアドレス	メールアドレス

■ 様式ダウンロードURL

S労-001 GHSに基づく液化石油ガスの危険有害性情報の伝達方法
 ー安全データシート(SDS)作成・使用要領
<https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/>

1. 化学品及び会社情報

- 化学品の名称は、自社で取扱う製品に応じて適切な名称を記載してください(プロパンガス、ブタンガス、LPガス、液化石油ガス、〇〇プロパン等)。
- 標準様式に記載されている名称をそのまま使用しても結構です。
- **名称はラベルに表示する名称と必ず一致させてください。**
- 製品コードは任意項目です。なければ記載不要です。

S労-001-2025(様式プロパン・オートガス) S労-001-2025

安全データシート

プロパン・オートガス

作成日 年 月 日
改訂日 年 月 日
整理番号:

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 :
製品コード :
供給事業者名 :
住所 :
電話番号 :
FAX番号 :
緊急時電話番号 :
担当部署名 :
メールアドレス :
推奨用途 : 燃料、化学品原料、冷媒、噴射剤
使用上の制限 : 適用法令及びこの文書に記載する危険有害性情報等に係る事項を遵守すること。
国内製造事業者名 :
住所 :
電話番号 :
FAX番号 :
緊急時電話番号 :
担当部署名 :
メールアドレス :

1. 化学品及び会社情報

- 供給事業者名には、**実際にLPガスを譲渡・提供する事業者の会社の名称、住所、電話番号**を記載してください(必須)。
- FAX番号、緊急時電話番号、担当部署名、メールアドレスの記載は任意です。記載しない場合は項目ごと削除して構いません。
- **推奨用途、使用上の制限は必須項目**です。記載内容の修正は可能ですが項目を消さないようにしてください。
- **国内製造会社名(製品を製造した元売事業者名)の記載は任意**です。記載する場合は製造会社の了解を得た上で記載してください。

1. 化学品及び会社情報	
化学品の名称	:
製品コード	:
供給事業者名	:
住所	:
電話番号	:
FAX番号	:
緊急時電話番号	:
担当部署名	:
メールアドレス	:
推奨用途	: 燃料、化学品原料、冷媒、噴射剤
使用上の制限	: 適用法令及びこの文書に記載する危険有害性情報等に係る事項を遵守すること。
国内製造事業者名	:
住所	:
電話番号	:
FAX番号	:
緊急時電話番号	:
担当部署名	:
メールアドレス	:

- ✓ 製造事業者名のみ記載し、供給事業者名を不記載とすることはできません。必ず供給する会社名の情報を記載してください。

2. 危険有害性の要約

- LPガスに含まれている各成分の物理化学的危険性、健康有害性、環境有害性を、影響度の大きさに応じて分類したものです。
- 分類方法はJIS Z 7252に示されていますが、分類には専門的な知見が必要なため、標準様式では(独)製品評価技術基盤機構(NITE)が取りまとめた、政府によるGHS分類結果の最新版(2025年7月更新)を参照しています。
- この項目は、原則として修正する必要はありません。

表 A.5－可燃性ガスの判定基準

区分	判定基準
1	標準圧力 101.3 kPa で 20 °Cにおいて次のいずれかの性状をもつガス。 a) ガス濃度が 13 % (体積分率) 以下の空気との混合ガスで可燃性である。 b) 爆発 (燃焼) 下限界に関係なく空気との混合ガスの爆発範囲 (燃焼範囲) が 12 %ポイント以上のもの。
2	区分 1 以外のガスで、標準圧力 101.3 kPa で 20 °Cにおいてガスであり、空気との混合気が爆発範囲 (燃焼範囲) をもつもの。
注記 1 アンモニア及び臭化メチルは、規制目的によっては特殊例とみなされることがある。	
注記 2 エアゾールは、噴射ガス成分の分類によって可燃性ガスとは分類されない (A.3 参照)。	

出典:JIS Z 7252

- ✓ 原則として、区分1は影響度が最も大きいことを示し、数字が大きくなるほど影響度が小さいことを示します。

2. 危険有害性の要約

表 B.23—特定標的臓器毒性（単回ばく露）物質の区分

区分	判定分類基準
区分 1	ヒトに対して重大な毒性をもつ化学物質、又は実験動物での試験の証拠に基づいて単回ばく露によってヒトに対して重大な毒性をもつ可能性があるともみなせる化学物質 区分 1 に化学物質を分類するには、次のいずれかによる。 a) ヒトの症例又は疫学的研究からの信頼でき、かつ、質のよい証拠。 b) 実験動物における適切な試験において、一般的に低濃度のばく露でヒトの健康に関連のある有意な、又は強い毒性影響を生じたという所見。証拠の重み付けの評価の一環として使用する用量、又は濃度のガイダンス値は、B.8.2.9 に規定する。
区分 2	実験動物を用いた試験の証拠に基づき単回ばく露によってヒトの健康に有害である可能性があるともみなせる化学物質 区分 2 への化学物質の分類は、実験動物での適切な試験において、一般的に中等度のばく露濃度でヒトの健康に関連のある重大な毒性影響を生じたという所見に基づいて行う。分類を容易にするためのガイダンス値は、B.8.2.9 に規定する。例外的に、ヒトでの証拠も、化学物質を区分 2 に分類するために使用できる (B.8.2.6 参照)。
区分 3	一時的な特定臓器への影響 化学品が上記に規定した区分 1 又は区分 2 に分類される基準に適合しない特定臓器への影響をもつ場合がある。これらは、ばく露の後、短期間だけ、ヒトの機能に悪影響を及ぼし、構造又は機能に重大な変化を残すことなく合理的な期間において回復する影響である。この区分は、麻酔作用及び気道刺激性だけを含む。化学物質は、B.8.3 の規定によって、これらの影響に基づいて明確に分類できる。
区分 1～区分 3 への分類において、化学物質によって一次的影響を受けた特定標的臓器、若しくは器官を明示するか、又は一般的な全身毒性物質であることを明示する。毒性の主標的臓器を決定し（例えば、肝毒性物質、神経毒性物質）、その目的に沿って分類する。そのデータを注意深く評価し、できる限り二次的影響を含めないのがよい。例えば、肝毒性物質は、神経又は消化器官で二次的影響を起こすことがある。	

出典: JIS Z 7252

2. 危険有害性の要約

表 B.26—特定標的臓器毒性（反復ばく露）物質の危険有害性区分

区分	判定分類基準
区分 1	ヒトに対して重大な毒性をもつ化学物質、又は実験動物での試験の証拠に基づいて反復ばく露によってヒトに対して重大な毒性をもつ可能性があるともみなせる化学物質 区分 1 に化学物質を分類するには、次のいずれかによる。 a) ヒトの症例又は疫学的研究からの信頼でき、かつ、質のよい証拠。 b) 実験動物における適切な試験において、一般的に低濃度のばく露でヒトの健康に関連のある有意な、又は強い毒性影響を生じたという所見。証拠の重み付けの評価の一環として使用する用量、又は濃度のガイダンス値は、B.9.2.9 に規定する。
区分 2	動物実験の証拠に基づき反復ばく露によってヒトの健康に有害である可能性があるともみなせる化学物質 区分 2 への化学物質の分類は、実験動物での適切な試験において、一般的に中等度のばく露濃度でヒトの健康に関連のある重大な毒性影響を生じたという所見に基づいて行う。分類を容易にするためのガイダンス値は、B.9.2.9 に規定する。例外的に、ヒトでの証拠も、化学物質を区分 2 に分類するために使用できる（B.9.2.6 参照）。
いずれの区分への分類においても、化学物質によって一次的影響を受けた特定標的臓器、若しくは器官を明示するか、又は一般的な全身毒性物質であることを明示する。毒性の主標的臓器を決定し（例えば、肝毒性物質、神経毒性物質）、その目的に沿って分類する。そのデータを注意深く評価し、できる限り二次的影響を含めないのがよい。例えば、肝毒性物質は、神経又は消化器官に二次的影響を起こすことがある。	

出典: JIS Z 7252

2. 危険有害性の要約

- GHSラベル要素は、前項の分類に基づき、ラベルに表記する内容について規定しています。
- 絵表示、注意喚起語、危険有害性情報、注意書きは分類に応じて書き方が決められています(注意書きについては一部修正可能)。

表 A.28—特定標的臓器毒性（単回ばく露）のラベル要素

危険有害性区分	危険有害性情報の伝達要素	
区分 1	絵表示	
	注意喚起語	危険
	危険有害性情報（コード）	臓器の障害 (分かる場合は、影響を受ける全ての臓器を記載) (他の経路からのばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載) (H370)
	注意書き	該当する文言は、次のコードを参照する。
	安全対策 応急処置 保管 廃棄	• P260, P264, P270 • P308+P311, P321 • P405 • P501
区分 2	絵表示	
	注意喚起語	警告
	危険有害性情報（コード）	臓器の障害のおそれ (分かる場合は、影響を受ける全ての臓器を記載) (他の経路からのばく露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害なばく露経路を記載) (H371)
	注意書き	該当する文言は、次のコードを参照する。
	安全対策 応急処置 保管 廃棄	• P260, P264, P270 • P308+P311 • P405 • P501

表 B.2—健康有害性の危険有害性情報のコード（続き）

コード (第 1 欄)	健康有害性の危険有害性情報 (第 2 欄)	危険有害性クラス (JIS Z 7252 の順号番号) (第 3 欄)	区分 (第 4 欄)
H319	強い眼刺激	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 (B.3)	2, 2A
H320	眼刺激	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 (B.3)	2B
H330	吸入すると生命に危険	急性毒性（吸入）(B.1)	1, 2
H331	吸入すると有毒	急性毒性（吸入）(B.1)	3
H332	吸入すると有害	急性毒性（吸入）(B.1)	4
H334	吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ	呼吸器感作性 (B.4)	1, 1A, 1B
H335	呼吸器への刺激のおそれ	特定標的臓器毒性（単回ばく露）、 気道刺激性 (B.8)	3
H336	眠気又はめまいのおそれ	特定標的臓器毒性（単回ばく露）、 麻酔作用 (B.8)	3

出典: JIS Z 7253

3. 組成及び成分情報

- 日本LPガス協会発行「LPガスの品質に関するガイドライン」の記載に基づき、市場で流通している一般的なLPガスを想定して記載しています。
- 通常は修正する必要はありませんが、不純物を大量に含むことが予想される製品(例えば容器又はバルク貯槽の残ガスを回収したもの)の場合は、別途成分分析を行い、その成分に応じて再度分類を行う必要があります。

4. 応急措置

5. 火災時の措置

6. 漏出時の措置

7. 取扱い及び保管上の注意

- 書き方について特に決まりはないので、自社で所有している情報に基づいて適宜修正してください。

8. ばく露防止及び保護措置

- 許容濃度とは「労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質に曝露される場合に、当該有害物質の平均曝露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度」です。
- LPガスの容器及び自動車への充填作業時の作業員へのブタンのばく露濃度を検知管を用いて測定したところ、ブタンは検出されなかったことから、通常の作業では作業員への危険有害性物質のばく露はないものと考えられます。

オートガス充填作業時の濃度測定



検知管に変色無し
(プロパン・ペンタン検出せず)



- ✓ G労-001 LPガス取扱事業者のリスクアセスメント対応指針 リスクアセスメント実施例集に詳細が記載されていますので、ご参照ください。

9. 物理的及び化学的性質

10. 安定性及び反応性

11. 有害性情報

12. 環境影響情報

13. 廃棄上の注意

14. 輸送上の注意

15. 適用法令

- 既存情報をまとめて作成しています。
- 原則として修正の必要はありませんが、必要に応じて適宜修正してください。

16. その他の情報

- 本資料の内容は、日団協技術基準S労－001－2025安全データシート(SDS)標準様式の解説から抜粋しています。詳細については解説本体をご参照ください。日団協WEBサイトよりダウンロードできます。
- SDSの作成方法について不明な点がある場合は、下記資料を参照してください。日化協のWEBサイトより購入できます。

GHS対応ガイドライン ラベルおよび表示・安全データシート作成指針,
(一社)日本化学工業協会, 2023年9月

標準様式の改定について

1. 労働安全衛生法の改正

- 労働安全衛生法は、毎年改正がなされています。改正によって様式が変更になった場合は、標準様式もそれに合わせて修正しますが、**最新の情報が反映されていない場合もありますので、発行の際は必ず法令の改正動向を確認するようにしてください。**

2. JISの改正

- SDSの様式について規定するJIS規格であるJIS Z 7252:GHSに基づく化学品の分類方法、JIS Z 7253:GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)は、概ね5年間隔で改正されます。
- SDSの標準様式は、2019年版のJISに準拠して作成されています。
- これらのJISは2025年12月25日に改正されました。**今回の改正では、SDS記載事項の変更、物理化学的危険性の大幅な見直し等がなされており、今後これへの対応を図る必要があります。
- 改正後、旧規格を用いることができる暫定期間(5年間)が設定されており、その期間内に標準様式を適合させる予定です。
- 改正後、新たにSDSを発行する場合は、新JISの規定に沿って作成する必要がありますので、ご注意ください。**

定期的な見直しの義務

- 令和4年5月の省令改正によって、SDSの記載項目のうち「人体に及ぼす作用」については、令和5年4月1日より、5年以内ごとの定期的な確認や、確認の結果変更がある場合には確認後1年以内の更新が義務付けられます。
- また、SDS記載項目に変更が生じた場合には、速やかに譲渡・提供先に変更後のSDSを交付するよう努めてください。

ラベルとは？

- ラベルとは「化学品に関する書面、印刷又は絵による情報要素のまとまりであって、目的とする部門に対して関連するものが選択されており、危険有害性のある物質の容器に直接、あるいはその外部梱包に貼付、印刷又は添付されるもの」をいいます。
- 原則として、SDSの内容(の一部)をそのまま記載します。
- 表示項目は、JIS Z 7252及び法によって定められています。

出典：GHS対応ガイドライン(日化協)

プロパン・オートガス (Liquefied Petroleum Gas)
   
危険
危険有害性情報: - 極めて可燃性の高いガス - 高圧ガス: 熱すると爆発のおそれ - 循環器系の障害のおそれ - 眠気又はめまいのおそれ - 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ
注意書き: 【安全対策】 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。 - 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 - ガス、スプレアの吸入を避けること。 【応急措置】 - 漏洩ガス火災の場合には: 漏洩が完全に停止されない限り消火しないこと。安全に対処できるならば着火源を除去すること。 - 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 - 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。 【保管】 - 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 - 容器を密閉しておくこと。 - 部外者が立ち入らない場所に保管すること。 【廃棄】 - 使用済の容器は速やかに販売業者に返却すること。 【輸送】 - 国連番号 UN1075 - 緊急時応急措置指針番号 115
○×△□株式会社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 Tel. 03-3503-5741 Fax. 03-3580-7776

ブタン・オートガス、ミックスガス・オートガス (Liquefied Petroleum Gas)
   
危険
危険有害性情報: - 極めて可燃性の高いガス - 高圧ガス: 熱すると爆発のおそれ - 眠気又はめまいのおそれ - 循環器系の障害 - 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害
注意書き: 【安全対策】 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。 - 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 - ガス、スプレアの吸入を避けること。 【応急措置】 - 漏洩ガス火災の場合には: 漏洩が完全に停止されない限り消火しないこと。安全に対処できるならば着火源を除去すること。 - 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 - 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。 【保管】 - 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 - 容器を密閉しておくこと。 - 部外者が立ち入らない場所に保管すること。 【廃棄】 - 使用済の容器は速やかに販売業者に返却すること。 【輸送】 - 国連番号 UN1075 - 緊急時応急措置指針番号 115
○×△□株式会社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 Tel. 03-3503-5741 Fax. 03-3580-7776

作業場内の表示による伝達方法

1. 原則

「産業用又は業務用に製造された化学品の危険有害性に関する明確な情報の伝達が作業場内においても徹底しなければならない」

2. 作業場の容器への表示

「(SDSの)受領者は、作業場に供給された容器に貼付されたラベルを作業場内でもそのまま貼付しておき、ラベルの情報を活用できるようにする」

3. 表示の代替手段

「容器にラベルを貼付することが困難である場合は…その化学品のラベル要素などをラベル以外の方法…によって代替することができる」

(代替手段の例)

- ・作業場にラベルに記載された内容を掲示する。
- ・作業場にラベルを一覧の形で備え付ける。この場合に、SDSを利用してもよい。

出典:JIS Z 7253 箇条5.3

容器へのラベル貼付について

【ラベルの運用】

次ページに記載があるが、50kg以下の小型容器についてラベルの貼付は求められていないものの、工業用消費者等からラベル貼付の要請があった場合には貼り付ける必要がある。ただし、容器をセンター化している中で特定の容器のみ、**特定のラベル**を添付することは合理的ではないため、右写真のように供給設備(容器置場内)に掲示または容器に結び付けることで回避することができます



【特定のラベル】

ラベルには供給者を特定させる情報が必要なためセンター容器を利用している場合、配送に支障をきたす恐れがあります。

【ラベルへの記載事項】

- | | |
|--------------|------------------------|
| ①危険有害性を示す絵表示 | ⑥供給者を特定する情報 |
| ②注意喚起語 | ⑦その他国内法令によって表示が求められる事項 |
| ③危険有害性情報 | |
| ④注意書き | |
| ⑤化学品の名称 | |

SDS・ラベル表示の疑問点について

1. 厚労省のサイトにあるQ&Aで確認してください。あらゆる疑問に対する回答が掲載されていますので、まず最初にこのサイトで検索してください。

化学物質対策に関するQ&A(ラベル・SDS関係)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html

2. 特に業界固有の事情に係る疑問については、日団協サイトにあるQ&Aで確認してください。

液化石油ガス容器へのラベル表示とリスクアセスメントについてのQ&A

<https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/>

SDS様式改正に係るQ&A

https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/standard/pdf/srou001/202202/sds_qa.pdf

3. 日団協事務局へのお問い合わせは原則としてメールでお願いしております。都合により回答にお時間を頂戴する場合があります。

お問い合わせ先:nichidankyo@j-lpgas.gr.jp

SDS作成支援ツールのご紹介(参考)

- 自社のSDSが法やJISに適合しているか、危険有害性情報は最新のものになっているか等、SDSの管理・更新は事業者にとって大きな負荷となっています。
- 現在、SDS作成や管理を支援する様々なツールが市販されていますので、それらを有効活用しながら、適切なSDS管理を行ってください。

(事業者の例※)

- スマートSDSメイク <https://smartsds.jp/>
- iBou <https://www.iboughs.com/>
- Sotas <https://sotas.co.jp/>
- ケミカン <https://chemican.com/>

※上記は市販されているサービスの例であり、日団協としてこれらのシステムを推奨しているわけではありません。

最後に(日団協HPからのダウンロードについて)



日本LPガス団体協議会

日団協HPトップ画面からのご案内です

<https://www.nichidankyo.gr.jp/>

知ってる!? LPガス読本はこちら

会員ページ

お問い合わせ

CN関連情報

保安関連情報

補助事業(財産処分)

資料等

日団協要

「保安関連情報」からアクセスします。
技術基準、技術指針、技術資料が収納されています。

分類記号	分類記号	基準の内容
1. 技術基準	S	遵守すべき要求事項を示したもの
2. 技術指針	G	守ることが望まれる事項を示したもの
3. 技術資料	D	上記1及び以外のもの

技術基準S労-001「GHSに基づく液化石油ガスの
危険有害性情報の伝達方法安全データシート(SDS)
作成・使用要領」を開いてください。

本セミナーに関するご質問は
こちらのお問い合わせから
お願いします。事務局よりご回
答ご連絡します。

宛先

CC

件名を追加

/を入力してファイルなどを挿入する

+ S労-001 GHSに基づく液化石油ガスの危険有害性情報の伝達方法 -安全データシート(SDS)作成・使用要領



日本LPガス団体協議会

最後に(日団協HPからのダウンロードについて)

「プロパン・オートガス」「ブタン・オートガス」「ミックスガス・オートガス」の3種類のSDS標準様式が掲載されています。それぞれPDF(日本語版、英語版)とワード(日本語版、ワード版)が準備されています。

ワード文書をダウンロードしてご利用ください。

GHSに基づく液化石油ガスの危険有害性情報の伝達方法 -安全データシート(SDS)作成・使用要領(2023)

安全データシート(SDS)の解説(2022.02.18改正)

安全データシート(SDS)

様式プロパン・オートガス(2022.02.18改正)

様式プロパン・オートガス英語版

様式プロパン・オートガス(2022.02.18改正)

様式プロパン・オートガス英語版

S労-001-2025(様式プロパン・オートガス) ←

S労-001-2025 ←

安全データシート ←

プロパン・オートガス ←

作成日 年 月 日 ←

改訂日 年 月 日 ←

整理番号: ←

1. 化学品及び会社情報 ←

化学品の名称 : ←

製品コード : ←

供給事業者名 : ←

住所 : ←

電話番号 : ←

FAX番号 : ←

緊急時電話番号 : ←

担当部署名 : ←

メールアドレス : ←

推奨用途 : 燃料、化学品原料、冷媒、噴射剤 ←

使用上の制限 : 適用法令及びこの文書に記載する危険有害性情報等に係る事項を遵守すること。 ←

国内製造事業者名 : ←

住所 : ←

電話番号 : ←

FAX番号 : ←

緊急時電話番号 : ←

担当部署名 : ←

メールアドレス : ←

最後までご視聴頂き
ありがとうございました。